

2010 年度 仙台白百合女子大学

## ハラスメントに関する手引き

仙台白百合女子大学は、あらゆるハラスメントを防止し、本学に集う全ての人びとが明るく健全な生活を送ることができるようにするために、また不幸にしてハラスメントが起きてしまった場合の問題解決のために、このハラスメントに関する手引きを作成しました。

もしハラスメントによる被害を受けたら早めに適切な対応をするために、またふとしたことから加害者にならないためにも、この手引きを有効に活用してください。

## ハラスメント(嫌がらせ)とは？

セクシャル・ハラスメントに加えて、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等、個人の尊厳を傷つける基本的人権を侵害する言動・行動を指します。

●**セクシュアル・ハラスメント**とは相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学修・教育・研究または就業環境を悪化させることをいいます。

●**アカデミック・ハラスメント**とは「教育・研究の場における地位または権力を利用して行う不適切な言動、指導または待遇により、相手方の学修・教育・研究意欲を低下させ、または学修・教育・研究環境を悪化させることをいいます。

●**その他のハラスメント**とは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント以外の不適切な言動であって、相手方の性・人種・国籍・門地・思想信条・年齢などに基づく差別的な言動および取り扱いなどによって相手方の人格権その他の人権を侵害する言動や行動をいいます。

\*ハラスメントか否かの判断基準は、キャンパス内外を問わず、また行為者がハラスメントの意図があるなしに関わらず、「**私にとって望まない行動である**」と受け取ったかどうかです。

\*セクシャル・ハラスメントについては、異性だけではなく、同性間でも起こり得ることを留意しましょう。

## 「ハラスメントに関する手引き」の対象となるのは・・・

★本学の構成員（学生や教職員等）です。

★他大学の学生やその他の学外者によるものは含まれません。

★ただし、本学の構成員と構成員以外の者との間に生じたハラスメントであっても、それが本学の管理下で行われる修学または職務上の行為であれば、本学のハラスメント防止・対策規程を準用して対処します。

☆学外でのハラスメントについても、相談にのることはできます。あなたの悩みを一緒に考えていきますので、一人で悩まず学生課等に相談してください。

## ハラスメントを受けたと感じたら

●「嫌だ」「不快に思っている」等、意思表示することが大切です。

●一人で悩まず、学生課や学生相談室、アドバイザーや信頼を寄せる教職員に相談しましょう。

●ハラスメントと感じた相手の言動・行動を正確に記録することが大切です。日時、場所、状況等についての詳細な記録を残し、また信頼できる人に話しましょう。

●不快な手紙・fax・電子メール・プレゼントなどを受け取ったときには、それらを捨てずに残しておきましょう。電話ならば「録音する」という方法があります。

## 友達がハラスメントを受けていたら

●友達の思いや気持ちを聞き、精神的に支えてあげましょう

●あなたの支えが、何よりもその人の力になります。さらに学生課に相談するように勧め、もしも友人が望むならば、一緒に行ってあげましょう。あなたが証人になることもできます。

## ハラスメントに対する相談体制

### <相談窓口>

- 学生課
- 学生相談室
- 保健室
- アドバイザー
- ゼミや卒業論文指導教員
- その他の教職員

\*あなたの相談しやすい場所や人に相談してください。

### <相談方法>

- 直接訪問して相談してもかまいません。
- 大切な問題なので、電話やメールでの相談は受けつけていませんが、相談日の予約等はメールや電話でも可能です。

### <大学としての対応>

- ハラスメントを被ったとの申し出を行うことで、本学ハラスメント防止・対策規程及びハラスメント対応指針に沿って解決に向けた対応を開始します。具体的には、「調査委員会」が開かれ、秘密を厳守して公正な調査が行われます。
- 具体的な問題解決の方法は相談内容によって異なりますが、相談した人の納得が得られる方法で解決できるよう努めます。相談者への心理的な支援も含めてできる限りの支援を行います。

〒981-3107  
仙台市泉区本田町6番1号  
仙台白百合女子大学発行

2010年4月1日